

雇用関係助成金のお知らせ

制度改正 キャリアアップ助成金に「年収の壁」への対応コースが新設

短時間労働者の収入増加に取り組む事業主を支援

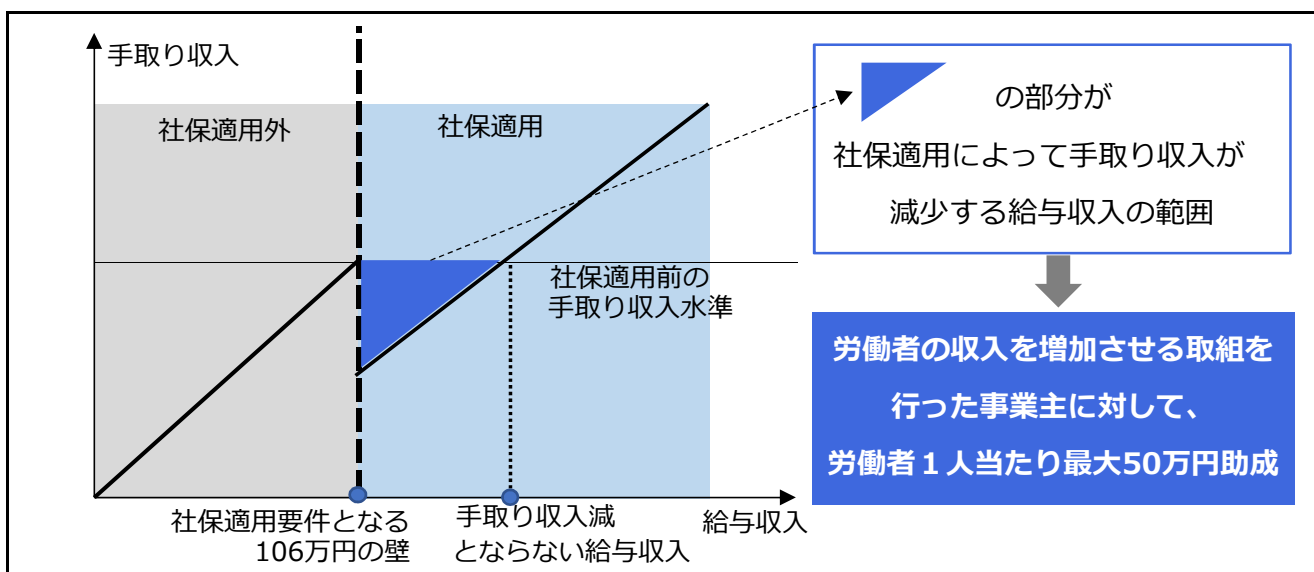
※令和5年9月27日に厚生労働省が公表した情報に基づき作成しています。
追加情報は別途公表される予定です。

キャリアアップ助成金は、いわゆる非正規雇用労働者のキャリアアップ促進のために、**正社員化または処遇改善の取組**を実施した事業主に対して助成する制度ですが、処遇改善の取組を支援するコースとして、「**社会保険適用時処遇改善コース**」が**新設**されます。

短時間労働者が、社会保険の適用要件となる「**年収106万円＝年収の壁**」を意識せずに働くことができる環境づくりを支援するコースで、具体的には、社会保険を適用した結果、保険料負担によって減少する本人の手取り収入を補うために、短時間労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して助成するものです。

制度改正 社会保険適用時処遇改善コースの概要

社会保険適用前後における短時間労働者の手取り収入の変化グラフ



労働者の収入を増加させるメニューは2種類

労働者の収入増加に向けた取組方法として、「**手当等支給メニュー**」と「**労働時間延長メニュー**」が、助成金の対象であると公表されています。これらを併用することも可能です。

「手当等支給メニュー」では、賃上げのほか、手取り収入の減少分に相当する一時的な手当として「**社会保険適用促進手当**」を支給した場合も含まれ、**1・2年目はそれぞれ一人当たり20万円（6か月ごとに10万円ずつ）、3年目には10万円**が助成されます。

「労働時間延長メニュー」の助成額は、延長した週所定労働時間に応じた賃金増額割合の要件を満たせば、**一人当たり30万円**です。

制度改正**雇用調整助成金の支給額算定方法が実費方式に一本化****令和6年1月1日以降の日を初日とする判定基礎期間から変更**

雇用調整助成金は、前年度の雇用保険料の算定基礎となった賃金総額を用いて1日当たりの助成額単価を算定する「平均賃金方式」と実際に支払った休業手当等の総額を用いた「実費方式」のいずれかを選択し、上限額と比較のうえ支給額を算定しています。

令和6年1月1日以降の日を初日とする判定基礎期間からは、平均賃金方式が廃止され、実費方式に一本化されます。

制度改正**支給額算定方法が3種類から2種類に**

A 平均賃金方式	$\frac{\text{前年度賃金総額 (雇用保険料算定基礎)} \times \text{休業手当支払率} \times \text{休業等延日数} \times \text{助成率}}{\text{月の平均被保険者数} \times \text{年間所定労働日数}}$
-----------------	---

B 実費方式	$\text{実際に支払った休業手当の総額} \times \text{助成率}$
---------------	---

C 上限額	$\text{雇用保険基本手当日額の上限額} \times \text{休業等延日数}$
--------------	--

令和6年1月からは
Aの平均賃金方式が廃止
簡素な算定方法（B）に
一本化されます

計算式は単純化、添付書類は簡略化

「A 平均賃金方式」と「B 実費方式」の計算式を比較すると、上記の通り圧倒的にBのほうが単純です。支給額の算定が行いやすくなります。

また、支給額算定上の審査のために提出すべき書類として、Aを選択した場合には、労働保険確定保険料申告書や年間カレンダー等が必要でしたが、Bでは「休業手当の支払額が確認できる賃金台帳等」で足りることになります。 ※その他の支給要件に関する添付書類は別途必要です。

注意点**通常の賃金額と休業手当額の明確な区分が必要****休業手当支払率を100%とする場合は特に注意**

実費方式で支給額を算定し支給申請を行う際には、休業させた対象労働者に対して実際に支払った休業手当の総額を算出しなければなりません。このため、通常の賃金額と休業手当額を明確に区分し、賃金台帳等に表示しておく必要があります。

休業手当の支払率を100%とした企業で、「休業による減額分として通常の賃金から控除する額」と「休業手当額」が等しく、結果として通常の賃金を満額支給するケースであっても、区分した表示が必要です。

また、休業手当の具体的な算定過程（計算方法や端数処理など）がわかる書類を整備し、審査時に求められた場合には提出できるようにしておきましょう。

令和5年10月20日 ハローワーク米沢発行

メール配信登録も好評受付中

米沢所公式HPから登録できます バックナンバーも掲載中



担当：専門援助部門 TEL 0238-22-8155

〒992-0012 米沢市金池3-1-39

参加申込好評受付中

全4回（4日間）

人材確保に向けた「事業主サポートプログラム」

DAY 2 10/30(月)

参加申込はハローワーク米沢
公式HP特設サイトから

人材確保を支援する制度・助成金について

DAY 3 11/16(木)

中途採用者の人材確保について

